

定住促進
空き家活用住宅
(横間)

応募期間

令和6年6月6日(木)～6月18日(火)

家賃

月額 35,000円

入居者募集

【募集住宅】

名 称：定住促進空き家活用住宅（ハ5号）
 住 所：秋田県山本郡八峰町八森字横間131番地（はちもり観光市付近）
 間取り：木造2階建て 6LDK
 ※浴室トイレキッチン：H29リフォーム済み
 駐車場：1台
 ペット：不可



【入居可能期間】

令和6年7月中旬～令和8年11月末（予定）

【応募要件】

1. 税・使用料等を滞納していない方
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
3. 八峰町の定住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に積極的にご協力いただける方
4. 自治会に加入して、地域活動に積極的に参加していただける方
5. 秋田県外在住の方で（公財）秋田県ふるさと定住機構に会員登録いただける方

【選考方法】

応募者多数の場合、子育て世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または高校生までの子どもを扶養している世帯）を優先します。それでも競合する場合は抽選となります。

【応募方法】

「定住促進空き家活用住宅利用申込書」（データ：ホームページに掲載 紙媒体：役場企画政策課に設置）に次に掲げる書類を添付し提出してください。

1. 申込者および同居者の住民票の写し
2. 申込者および同居者の収入を証明する書類（所得証明書）
3. 申込者および同居者の納税を証明する書類（納税証明書）
4. 申込に係る誓約書

※内覧を希望される方は、別途ご連絡ください。

■問合せ・申込先 企画政策課 ☎0185-76-4603

個人住民税の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

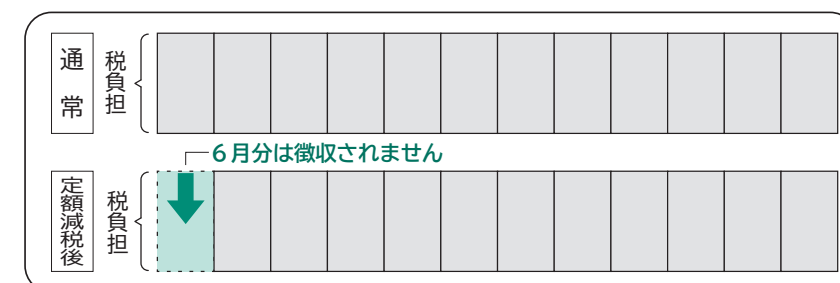
減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でならされます。



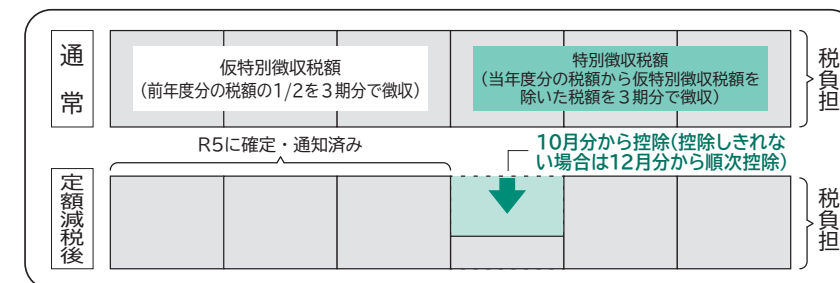
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



そ の 他

- 減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

■問合せ先 税務会計課 ☎76-4604